



芦屋町地域防災計画 見直しの概要

令和8年(2026年)10月

芦屋町防災会議

目 次

1. 地域防災計画とは
2. 計画見直しの主な背景
3. 計画見直しの方針
4. 計画見直しのポイント
5. 計画の目次構成
6. 今後のスケジュール

1. 地域防災計画とは

1.1 地域防災計画とは

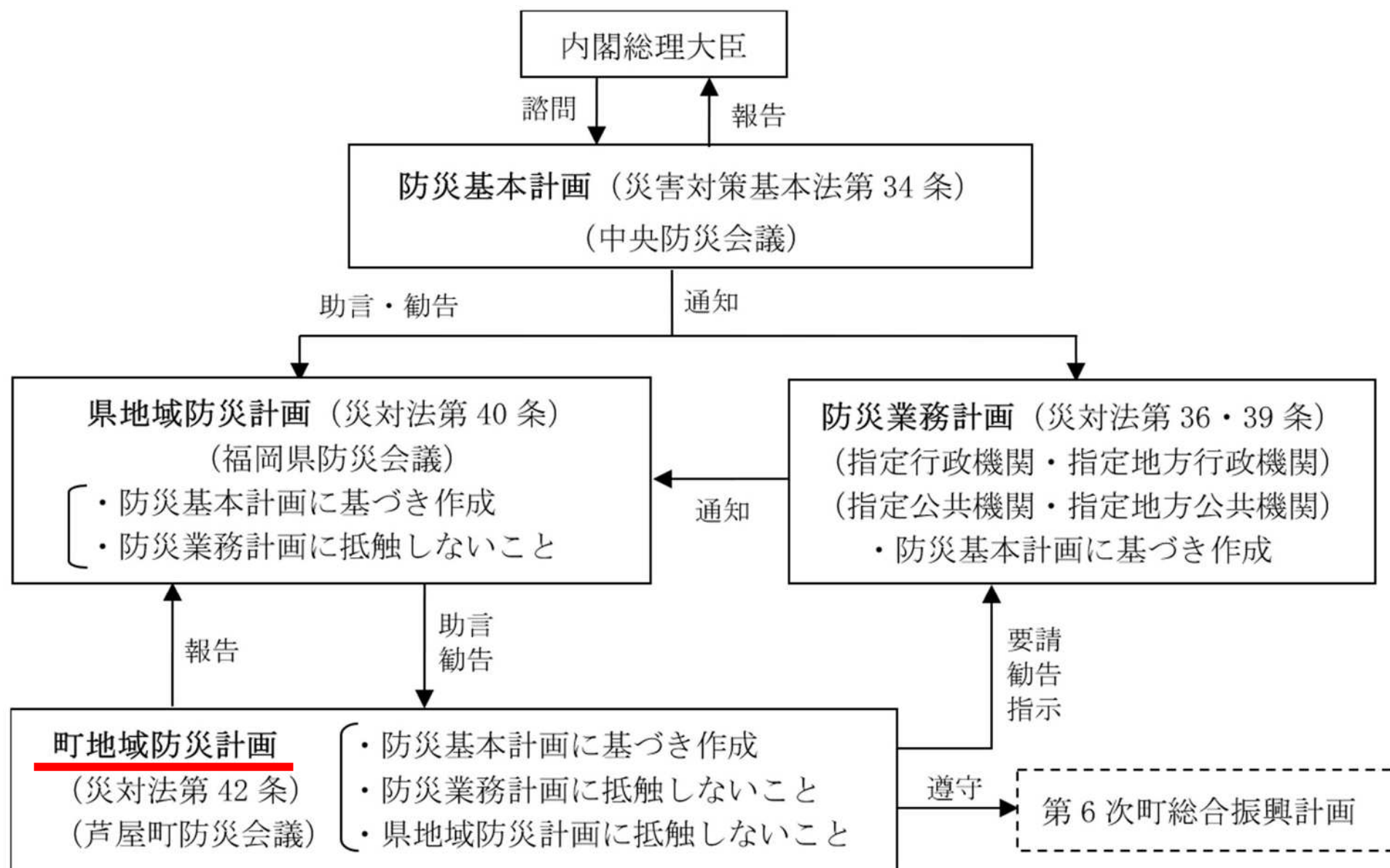
◆ 災害対策全般にわたる基本的な計画

地域防災計画とは、災害対策基本法に基づき、都道府県、市町村の防災会議がそれぞれの地域の実情に即して作成する災害対策全般にわたる基本的な計画。

◆ 芦屋町地域防災計画の位置付け

- ①災害対策基本法及び芦屋町防災会議条例に基づき、芦屋町防災会議が作成する計画。
- ②国の防災方針である「防災基本計画」及び「福岡県地域防災計画」との整合性を有し、地域特性等を踏まえた町独自のもの。

1.2 計画の位置付け(全体図)



2. 計画見直しの主な背景

芦屋町における大きな被害を記録した災害

西暦	和暦	災害区分	出来事
1929年	昭和4年	火災	芦屋大火 (岡湊神社、禅寿寺、民家70戸焼く)
1953年	昭和28年	水害	遠賀川決壊し、水害被害 (建物流出29戸、全壊5戸、半壊4戸、 床上浸水94戸、床下浸水302戸)
2005年	平成17年	地震	福岡西方沖地震 (震度4、家屋半壊1戸)
2017年	平成29年	水害	九州北部豪雨 (土砂災害1件、床上浸水2戸、床下浸水2戸)
2025年	令和7年	水害	令和7年8月豪雨 (土砂災害1件、床上浸水1戸、事務所浸水2件、 床下浸水6戸)

全国における大規模災害の現状と課題

	近年の大規模災害	自治体の現状	課題
1	令和6年 能登半島地震・同年豪雨災害	半島地域、高齢化地域、地震は 厳冬期 、豪雨は 猛暑期	初動対応、避難所運営、 受援体制 、事前防災対策
2	令和7年 岩手県大船渡市林野火災 令和8年 岩手県大槌町林野火災	消防・自衛隊等と連携した消火活動（ 空中消火・地上消火 ）、避難所の開設・運営	大規模林野火災対応、広域 応援体制 の確保、「 林野火災警報・注意報 」の運用
3	令和8年 熊本地震	多数の避難所を開設し、避難者への支援や避難所の集約化、 在宅・車中泊避難者 への見守り等を実施	避難生活の長期化 を見据えた被災者支援体制の強化
4	令和8年8月 千葉豪雨	内水氾濫 ・ライフライン被害、道路冠水により車両水没・車内閉込め、多数の放置車両	水害対策 迅速な避難情報伝達 放置車両への対応

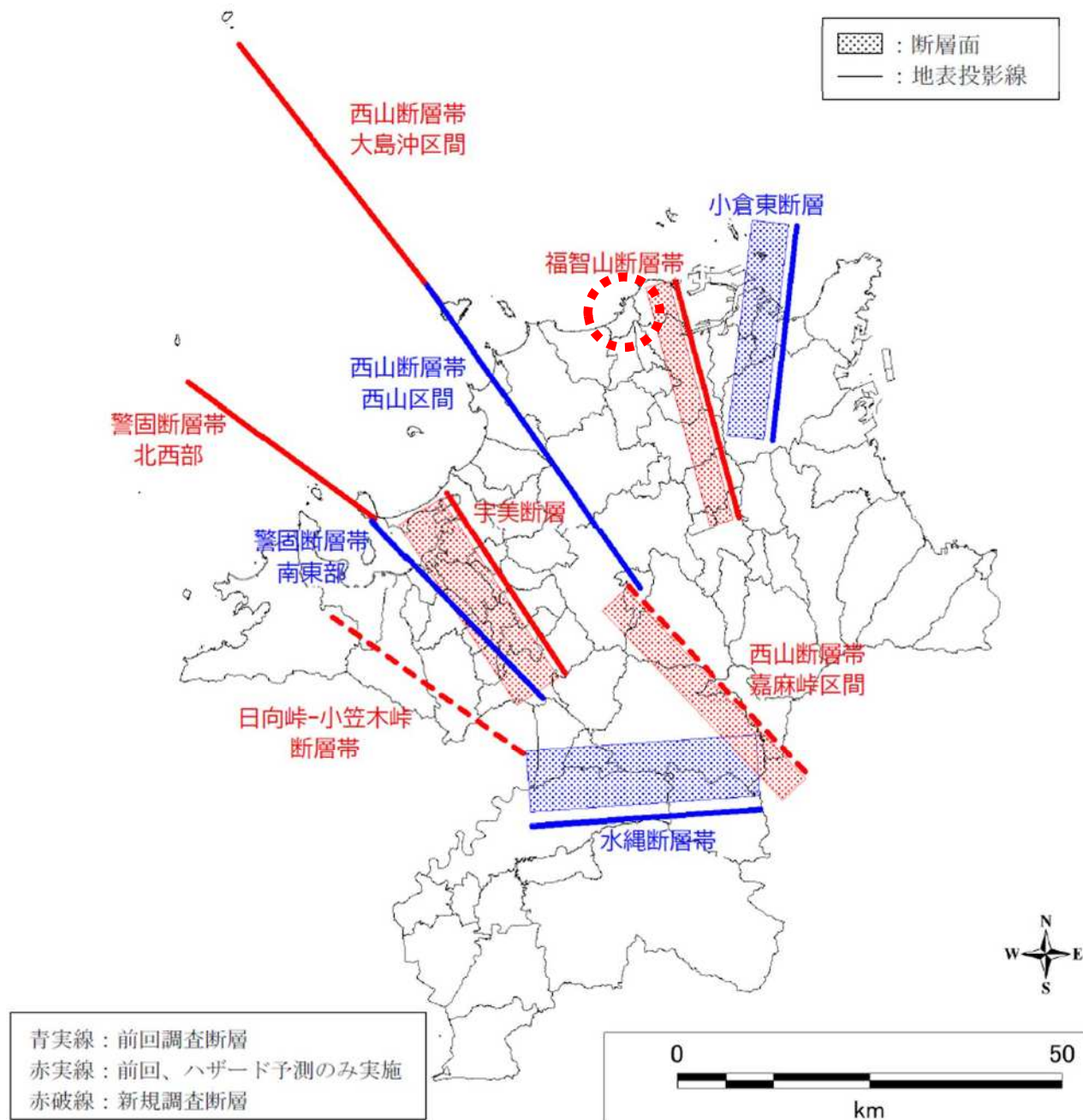
前回見直し以降における法改正等の状況

年	月	関連法令改正・計画修正等の概要	所管
令和4年	6月	防災基本計画の一部修正 ・最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正	中央防災会議
	9月	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の変更 ・減災目標・施策・具体目標の設定、後発地震に関する情報の発信等	中央防災会議
令和5年	5月	防災基本計画の一部修正 ・最近の災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正	中央防災会議
	5月	気象業務法及び水防法の一部改正 ・官民による予報の高度化、防災に関する情報提供充実に向けた改正	気象庁 国土交通省
令和6年	6月	「防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて」 (防災気象情報に関する検討会)の公表	気象庁 国土交通省
	6月	防災基本計画の一部修正 ・最近の施策の進展、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえた修正	中央防災会議
	11月	「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」 (報告書)の公表	中央防災会議
令和7年	6月	災害対応車両登録制度の運用開始 ・能登半島地震の教訓を踏まえた、被災者支援等のための災害対応車両 (キッチンカー、トレーラーハウス等)の事前登録制度	内閣府等
	6月	災害対策基本法等の一部改正	内閣府等
	6月	災害救助法の一部修正 ・救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加	中央防災会議
	7月	防災基本計画の一部修正 ・令和6年能登半島地震等災害対応の教訓、災害対策基本法等の改正 (国による災害対応の強化、被災者支援の充実、復旧・復興の迅速化等)、施策の進展等を踏まえた修正(各編)	中央防災会議
令和8年	5月	新たな防災気象情報の運用開始 ・防災気象情報の名称・体系を変更	気象庁 国土交通省
	7月	防災基本計画の修正 ・複合災害への対応強化 ・避難所・避難場所の環境整備、要配慮者対策の強化 ・防災DX・情報伝達の強化	中央防災会議

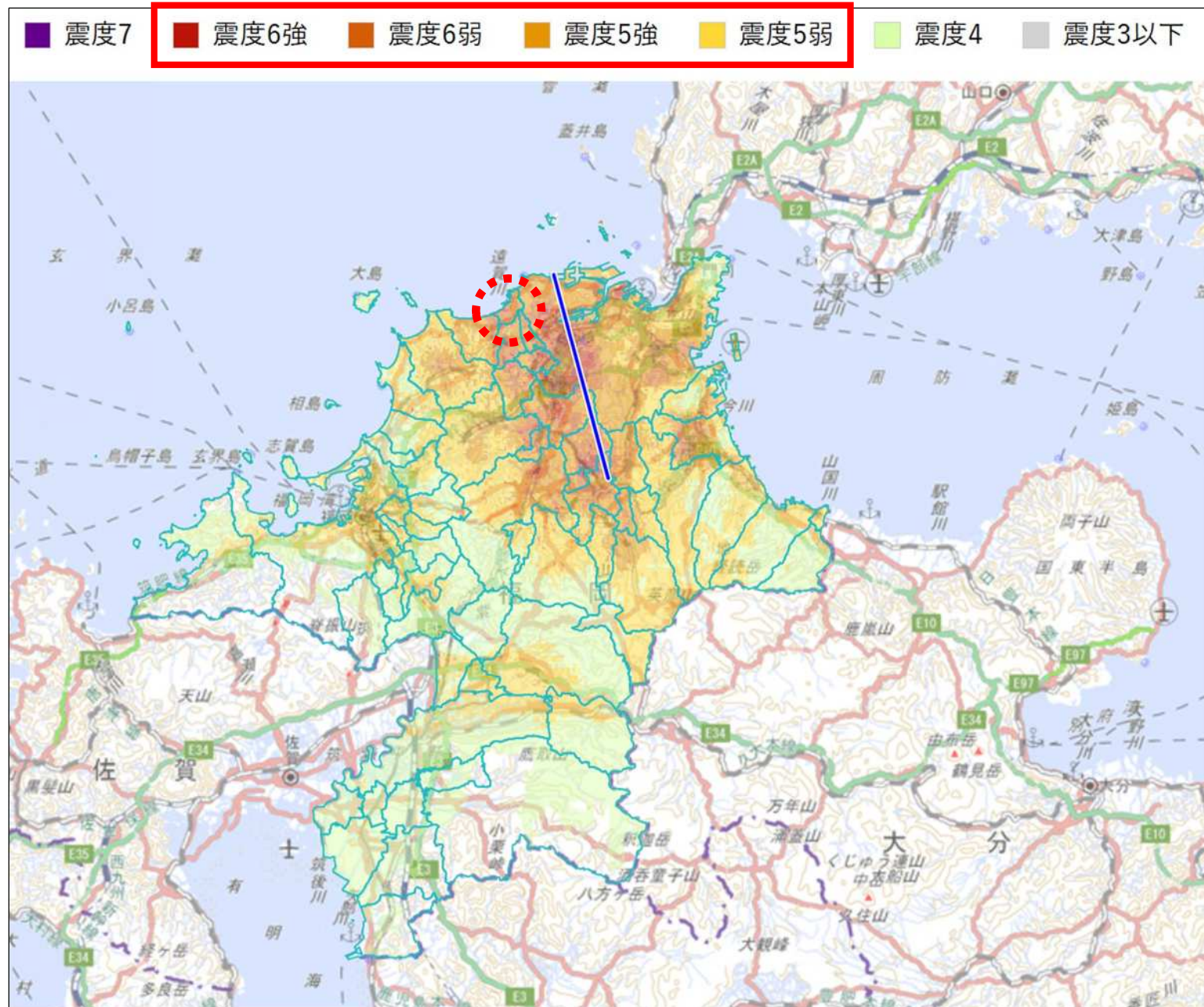
国の防災基本計画(R8.7)

項 目	概 要
主な内容	1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正 ● 気象業務法・水防法の改正 ・河川氾濫に係る特別警報の新設 ・河川管理者等による都道府県知事等への氾濫に係る通報 ・国（気象庁・国交省）・都道府県共同での高潮の予報・警報 【関連】新たな防災気象情報の運用開始 ・警報・注意報の情報名に「レベル」を付記して発表 ・「警戒レベル4相当」の情報を「危険警報」として発表 2. 令和7年度に発生した災害を踏まえた修正 ● カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波 ・指定緊急避難場所における避難環境の確保等 ・熱中症対策・防寒対策のためのテント・飲料水・防寒具等の備蓄等 ・衛星電話や監視カメラ、ドローン等の活用による避難者把握 ● 集中豪雨による三重県四日市市の地下駐車場の浸水 ・市街地の道路地下構造物の浸水対策の推進 3. その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正 ・防災×テクノロジー官民連携プラットフォームを通じた、企業の先進技術と企業の防災ニーズとのマッチングの推進 ・地方公共団体によるＬアラート（災害情報共有システム）を通じた迅速・正確な情報発信 ・要配慮者の円滑な避難のための、指定緊急避難場所におけるバリアフリー環境の整備 ・保健医療福祉調整本部の役割の追加（保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整、傷病者の搬送調整）、平時からの国の助言等 ・罹災証明コーディネーター登録制度に関する、平時の登録呼び掛け、発災時の派遣調整 ・自然災害等と武力攻撃事態等との双方を想定した避難施設のデュアルユースの推進

活断層の位置図 (R7.9福岡県地震防災アセスメント)



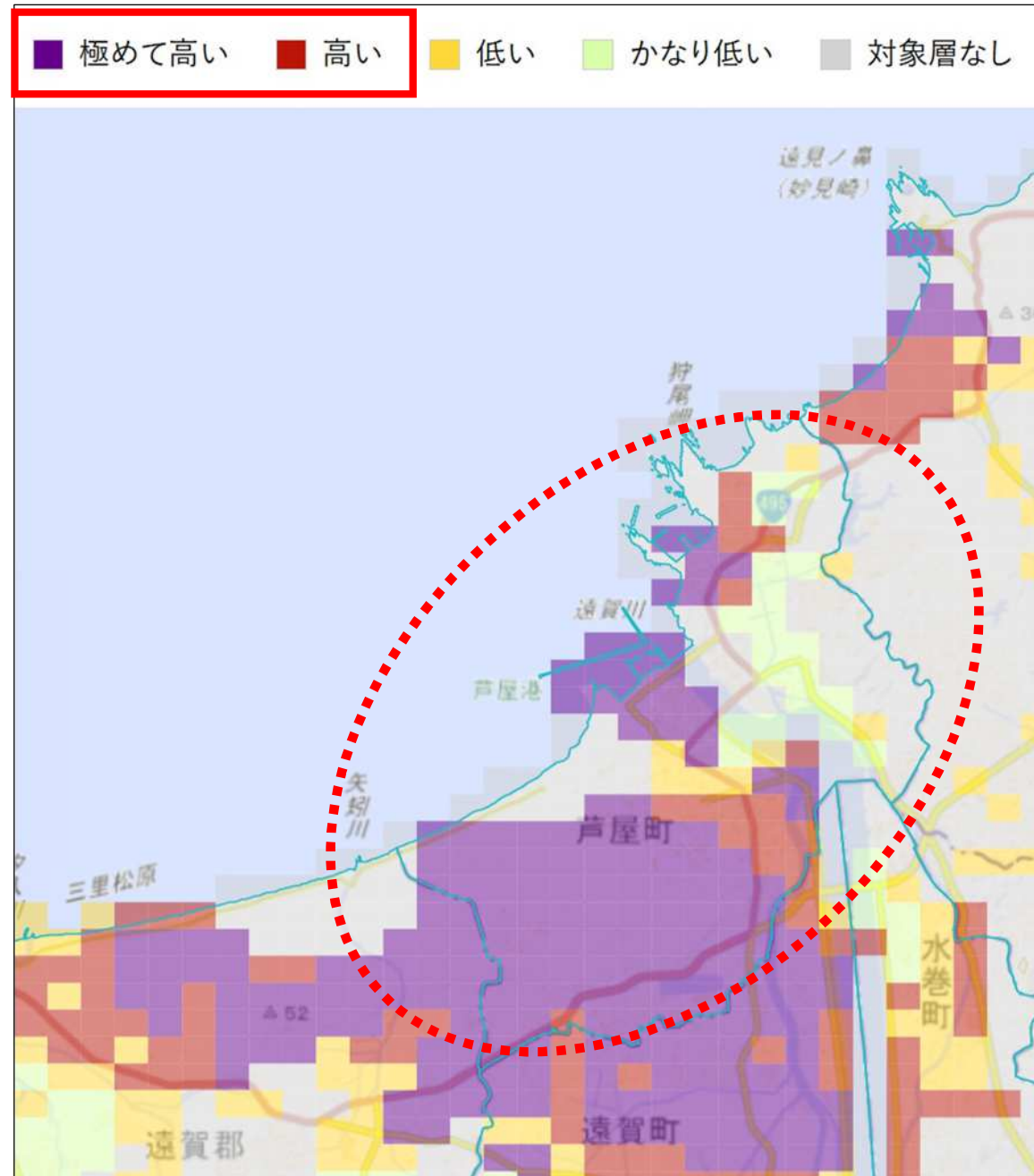
福知山断層帯(R7.9福岡県地震防災アセスメント)



芦屋町：震度分布 (R7.9福岡県地震防災アセスメント)



芦屋町：液状化分布（R7.9福岡県地震防災アセスメント）



3. 計画見直しの方針

3.1 計画見直しの方針

- ① 近年改正された防災関連の**法律・計画等**との整合
- ② **福岡県地域防災計画**及び関連計画等との整合
- ③ **令和6年能登半島地震**等の大規模災害の課題等の反映
- ④ **令和7年8月9日から的大雨**に対する課題等の反映
- ⑤ **町の防災関連計画**（国土強靱化地域計画等）との整合
- ⑥ **最新の組織体制**、事務分掌との整合
- ⑦ 庁内各課・防災関係機関・防災会議委員の**意見の反映**

4. 計画見直しのポイント

4.1 計画見直しのポイント

- ① 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- ② 水害等防止対策の推進
- ③ 地域防災力の向上と継続・発展
- ④ 要配慮者への支援体制の強化
- ⑤ 避難所等における生活環境の向上等
- ⑥ 必要物資の供給体制の強化
- ⑦ 応援・受援の体制整備
- ⑧ 避難所等における感染症対策
- ⑨ 復旧・復興対策の強化
- ⑩ その他の主な修正

① 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- マイタイムライン等の地域住民への周知徹底
- 災害ケースマネジメント(関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)等の被災者支援の仕組みの整備
- 安否不明者についての積極的な情報収集、県と連携した氏名公表等による救助活動の効率化・円滑化
- 広域避難における避難元及び避難先の市町村間の情報連携の推進 等



(参考) 新しい防災気象情報

○R8.5から運用開始

- 防災気象情報（大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報 等）
- 情報と対応する防災行動との関係が明確に。（レベルの数字で、とるべき行動が分かる！）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	大雨浸水 低地の浸水や 小さな河川の氾濫	河川氾濫 1級河川などの 大きな河川の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 高波による浸水	住民が 取るべき行動
5	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
4	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
3	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
2	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
1	早期注意情報				災害への心構えを高める

② 水害等防止対策の推進

○洪水予報河川・水位周知河川**以外の河川**に対する町による避難指示等の発令基準の設定（芦屋汐入川の一部）

○道路の**冠水を防止**するための、排水施設・排水設備の補修等の推進



○**危険が確認された盛土**箇所における速やかな撤去命令等の是正指導



③ 地域防災力の向上と継続・発展

- 住民に対する**防災知識**の普及項目の追加（大きな地震の連続発生の可能性、複合災害への備え等）
- 地域や学校における体験的・実践的な**防災教育**の推進（遠賀郡消防本部等の他機関との連携）
- 災害対応を時系列で整理した**防災行動計画（タイムライン）**の作成と、その効果的な運用
- 防災士等の**人材育成**にあたっての県の制度等の活用、防災士間の連携促進
- 火災予防のための**感震ブレーカー**の普及推進（遠賀郡消防本部に協力）



④ 要配慮者への支援体制の強化

- 社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する**災害協定**締結の推進
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成時におけるシステム等の**デジタル技術**の積極的活用
- 要配慮者**に対するわかりやすい防災情報の提供
- 災害救助法及び災害対策基本法における「**福祉サービスの提供**」の追加に伴う修正（要配慮者、在宅避難者等の多様な支援ニーズへの対応、福祉関係者との連携強化 等）



⑤ 避難所等における生活環境の向上等

- 避難所運営マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に**必要な知識の普及**
- 避難所における**Wi-Fi環境**の整備
- 避難所における**医療的ケア**等の要配慮者対応の充実
- パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置(**スフィア基準**の整理)
- 被災者支援に有効な**災害対応車両**の事前登録
- 「**被災者援護協力団体**」の登録制度の活用
- 避難所等における生活環境の向上(**電源対策、空調整備、備蓄物資**等の整備)



⑥ 必要物資の供給体制の強化

- 配送状況やニーズ把握のため、**国の新物質・新物資システム(B-PLo)**の活用
- 供給物資が不足した場合の**調達体制**の整備(都道府県や他市町村への要請体制、都道府県によるプッシュ型支援の受入体制、物流事業者等との連携強化 等)
- 定期的(年1回)な必要物資の**備蓄状況**の公表



⑦ 応援・受援の体制整備

○**受援計画**の見直し

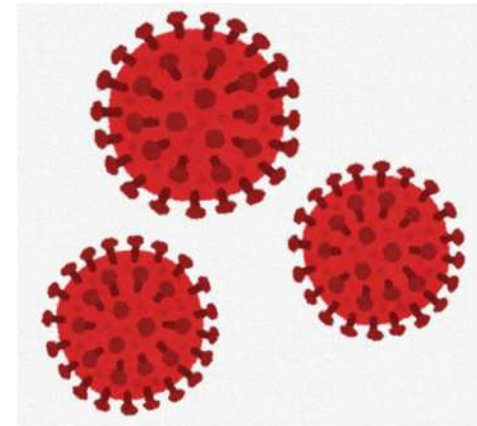


○応援職員等の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の**資機材や装備品**の充実

⑧ 避難所等における感染症対策

○新型コロナウイルス感染症の5類移行

(コロナ禍の収束)に伴う表現の修正



⑨ 復旧・復興対策の強化

- り災証明書**の交付等を支援するシステムの活用検討
- 被災者台帳**の作成時、住宅被害認定調査におけるデジタル技術の活用検討
- 応急仮設住宅**の区分（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）の修正
- 応急仮設住宅の**建設候補地**のリストアップ
- 復旧・復興支援**技術職員派遣**制度の活用



⑩ その他の主な修正

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した**防災空間**整備の推進
- 災害ボランティアセンター**の設置予定場所の明記
- 必要に応じた災害時**感染制御支援**チーム(DICT)等の派遣要請
- 組織・機構改変に伴う**名称変更等**の修正
など



(参考) 新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が
致命的な障害を
受けず維持される

③国民の財産及び
公共施設に係る
被害の最小化

④迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

②分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション
(災害弱者等への対応)

新規

③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害
対応

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる
交通・通信・エネルギーなど
ライフラインの強靱化

新規

デジタル等新技術
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
を始めとした
官民連携強化

新規

地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

5. 計画の目次構成

5.1 計画の目次構成

＜芦屋町地域防災計画の構成＞		
第1章 総則	第1節 計画の策定方針 第2節 関係機関の業務大綱等 第3節 町の概況 第4節 災害危険性 第5節 防災ビジョン	
第2章 災害予防計画	第1節 災害に強い組織・ひとづくり 第2節 災害に強いまちづくり 第3節 応急活動のための事前対策	
第3章 風水害 応急対策計画	第1節 応急活動体制 第2節 情報の収集伝達、災害警戒 第3節 災害広報 第4節 応援要請・受け入れ 第5節 災害救助法の適用 第6節 救助・救急・消防活動 第7節 医療・救護活動 第8節 交通対策・緊急輸送 第9節 避難対策	第10節 要配慮者等対策 第11節 生活救援活動 第12節 住宅対策 第13節 防疫・清掃活動 第14節 遺体の処理・埋葬 第15節 文教対策 第16節 公共施設等の応急対策 第17節 災害警備活動
第4章 地震・津波 応急対策計画	第1節 応急活動体制 第2節 情報の収集伝達、災害警戒 第3節 災害広報 第4節 応援要請・受け入れ 第5節 災害救助法の適用 第6節 救助・救急・消防活動 第7節 医療・救護活動 第8節 交通対策・緊急輸送 第9節 避難対策	第10節 要配慮者等対策 第11節 生活救援活動 第12節 住宅対策 第13節 防疫・清掃活動 第14節 遺体の処理・埋葬 第15節 文教対策 第16節 公共施設等の応急対策 第17節 二次災害の防止対策 第18節 災害警備活動
第5章 原子力災害等 応急対策計画	第1節 原子力災害への対策 第2節 各種危険物施設等への災害対策 第3節 林野火災への対策 第4節 その他大規模事故への対策	
第6章 災害復旧 復興計画	第1節 被災者等の生活再建等の支援 第2節 災害復旧事業 第3節 復興計画	
資料編		

6. 今後のスケジュール

6.1 今後のスケジュールについて

<R8年度>

～11月 意見照会

⇒意見・質疑を照会

12月 第2回防災会議

⇒修正案の審議

1月～2月 パブリックコメント

2月～3月 第3回防災会議(書面開催)

⇒最終案の審議

～3月 計画策定

(参考) 照会の方法

芦屋町地域防災計画 (修正案)

修正凡例

- ① 国、福岡県計画に基づく修正：赤色文字二重線
- ② 芦屋町施策等に基づく修正：緑色文字波線
- ③ 福岡県照会による修正：オレンジ色文字実線
- ④ 事例を参考とした修正：青色文字破線

令和〇年（〇〇年）〇月

（令和〇年〇月時点）

芦屋町防災会議

→地域防災計画(修正案)に関する修正意見等
(↓シートに記載)

意見照会シート(例示)

(担当者:)
(電話:)

該当箇所				現在の本文(素案)	修正・追加・ 削除の区分	修正後の本文 (修正意見・修正案等)	修正の理由・根拠等
ページ	章	節	項目				
1-29	1	4	2	出典：福岡県地域防災計画（平成25年4月） 福岡県水防計画書（平成24年度）	修正	出典：福岡県地域防災計画（令和3年9月） 福岡県水防計画書（令和2年度）	
2-21	2	2	7	1 危険区域の指定、整備 町は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。	修正	1 危険区域の指定、整備 町は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定を要請、対策工事を要請または実施し、その推進に協力する。	対策工事は町でも実施可能
3-20 3-21 3-23	3	2	4	県河川課	修正	県河川管理課	課名の変更
3-65～	3	10	1		修正	・避難情報について、現行の名称、警戒レベルで整理。	「避難情報に関するガイドライン」より
4	1	1	1		追加	防災重点ため池の名称及び所在地について記載すること。	農林水産省は、平成30年11月に「今後のため池対策の進め方」を公表しているため、県はその方針に基づき市町村地域防災計画への「防災重点ため池」の位置づけを行うよう要請している。
5	2	2	2		追加	要配慮者利用施設の避難確保計画について記載し、対象施設の名称、所在地等を定めること。	水防法、土砂災害防止法
6	3	3	3		追加	災害時におけるペットとの同行避難等について記載していただきたい。	福岡県災害時ペット救護マニュアル